

## 事業事前評価表

## 1. 案件名

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：気候変動対策支援プログラム（III）

L/A 調印日：2013年3月22日

承諾金額：15,000百万円

借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

## 2. 計画の背景と必要性

## (1) ベトナムの気候変動セクターの開発実績（現状）と課題

ベトナムにおいては急速な経済成長により、1990年から2006年の間にエネルギー需要（最終消費量）が約5倍に増加している。また、エネルギーの利用効率が悪く、2005年のGDP当たり一次エネルギー消費量は611石油換算トン／百万ドルであり、アジア主要国の中で中国（同790）、インドネシア（同618）に次ぎ3番目である。従って、エネルギー分野からの温室効果ガス（GHG）排出量が増大しており、GHG排出量の増加率（1995-2005年）はアジア主要諸国の中で最上位となっていることから、GHG排出削減に向けた対策の具体化が急務となっている。一方、ベトナムは約3,400kmに及ぶ長い海岸線、広大なデルタ地帯を有しており、世界銀行（WB）等の調査によれば気候変動の影響を最も受けやすい国の一つに挙げられている。ベトナム政府が2009年に公表した気候変動の影響シナリオによれば、2100年までに平均気温は2.3℃上昇、海面は75cm上昇、年間降雨量は5%増加と見込まれている（いずれも1980-1999年比）。今後、仮に1mの海面上昇が起これば人口の約11%が影響を被り、GDPの約10%を失うと予測されており、将来の気候変動に伴う災害の発生頻度の増加・深刻化は、同国の持続的な開発にとって重要なリスク要因となることが懸念されている。

## (2) ベトナムの気候変動セクターの開発政策と本計画の位置づけ

ベトナム政府は気候変動対策にかかる包括的な取り組みとして、2008年に「気候変動対策にかかる国家目標プログラム」（2009～2015年）（NTP-RCC）を策定した。NTP-RCCは、天然資源環境省（MONRE）を主管官庁としつつ、首相を議長とする運営委員会を設置し、省庁横断的に気候変動対策のための政策形成を指示している。本計画は、NTP-RCCを始めとするベトナムの気候変動対策を推進すべく開始され、①緩和（再生可能・省エネルギーの推進、森林管理、廃棄物処理等）、②適応（水資源管理、統合沿岸管理等）、③分野横断的課題（気候変動対策のための資金メカニズムの導入、気候変動対策の主流化、啓蒙等）の3つの重点課題における政策アクションの形成・実施促進を図ってきている。また、MONRE大臣を議長とするNTP-RCC執行委員会が本計画の効果的なモニタリングに努めることとなっており、政策アクションが適時・適切に実施されることを担保している。本計画を通じ、ベトナム政府の気候変動対策にかかる取り組みは益々強化されており、2011年12月に「国家気候変動戦略」が策定されたほか、2012年1月には首相を議長とする「国家気候変動委員会」（NCCC）が立ち上げられ、今後NTP-RCCの運営委員会、執行委員会の権限・機能が同委員会に一元化されることとなっている。

## (3) 気候変動セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国の「対ベトナム国別援助計画<sup>1</sup>」（2009年7月）においては、援助の理念・意義として、気候変動の緩和策に加え、気候変動の悪影響に対する適応策を開発政策の主流とす

<sup>1</sup> 2012年12月に策定された国別援助方針においても、「脆弱性への対応」として、成長の負の側面に対処すべく、災害・気候変動等の脅威への対応を支援することとしている。

るよう促すべきとしている。同計画を受け、JICA としても、分野横断的課題、地球的規模の問題の一環として環境配慮・気候変動対策に取り組むこととしており、2010 年 6 月に本計画第 1 期（10,000 百万円）、2011 年 11 月に本計画第 2 期（10,000 百万円）を承諾した。さらに JICA は、環境政策、森林、省エネ等の分野で長期専門家をベトナム関係省庁に派遣しており、これら専門家の活動や既往の気候変動に係る事業と本計画による政策制度改善との連携により、開発効果の拡大・普及・展開が期待される。

(4) 他の援助機関の対応

本計画第 3 期については、フランス開発庁（AFD）（20 百万ユーロ）、WB（70 百万米ドル）、カナダ国際開発庁（CIDA）（（第 2 期及び第 3 期に対し）445 百万カナダドル（無償））に加え、新たに韓国輸出入銀行（EDCF）（30 百万米ドル）、オーストラリア国際開発庁（AusAID）（8 百万豪ドル（無償））が協調融資ドナーとして参加している。このうち、CIDA は 2011 年 3 月に、AusAID は 2012 年 5 月に、それぞれ資金を供与済みである。また、国連開発計画（UNDP）は NTP-RCC の策定を支援し、デンマーク政府（DANIDA）は NTP-RCC の実施支援を目的として 40 百万ドルの無償資金協力を行っている。

(5) 計画の必要性

本計画は我が国及び JICA の援助方針、及びベトナム政府の政策に合致しており、ベトナムにおける気候変動政策を強化するものであることから、本計画を支援する必要性・妥当性は高い。

**3. 計画概要**

(1) 計画の目的

本計画は、ベトナム政府の気候変動対策について政策対話等を通じて支援することにより、①GHG 吸収増大・排出抑制による気候変動の緩和、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に係る分野横断的課題への対応を図り、もって同国の気候変動に伴う災害等リスク低減による持続的経済発展に寄与すると同時に地球全体の気候変動緩和に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ベトナム社会主義共和国全土

(3) 計画概要

本計画では、NTP-RCC にかかげられた政策を勘案し、気候変動に係る対策として以下（主要な政策アクションのみ記載）を実施し、その達成状況を評価した上で一般財政支援の形態で融資を行う。

項目	今次計画期間（2011 年）	今後（2012 年）（案）
GHG 吸収・排出抑制による温暖化緩和（エネルギー、森林、廃棄物対策、運輸等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エネルギー診断士・管理士の資格認定制度の設立</li> <li>○再生可能エネルギーマスタープランの承認</li> <li>○森林保護・開発にかかる 5 ヶ年計画（2011-2015）の策定</li> <li>○3R 及び固形廃棄物管理にかかる行動計画の策定</li> <li>○農業分野における GHG 排出削減プログラムの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ対策にかかる規定の策定</li> <li>○北部及び中部 2 省における再生可能エネルギー開発計画のドラフト作成</li> </ul>
気候変動の悪影響に対する適応能力強化（水、防災、森林・農業、運輸・建設、保健等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改訂水資源法の策定</li> <li>○水産資源法の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水資源管理にかかる国家行動計画実施のための優先順位付け</li> <li>○水産資源法の策定（継続）</li> </ul>

気候変動に係る分野 横断的課題への対応 （モニタリング、開 発計画での主流化、 啓発活動等）	○国家気候変動戦略の策定 ○災害軽減及び気候変動適応のための MARD/MONRE 間の連携プラットフォ ームの構築 ○気候変動資金活用のための制度的枠 組みの設立	○国家気候変動行動計画の策定 ○自然災害予防・軽減法の策定 ○気候変動事業に対する資金配賦 と報告にかかる運用ガイドライン の策定
--	---	---

(4) 総事業費

15,000 百万円（うち、円借款対象額：15,000 百万円）

(5) 計画実施スケジュール

今次計画（第3期）の対象期間は2011年4月～2012年2月。貸付実行（2012年12月を予定）をもって、今次計画完成とする。なお計画全体としては、今次計画をもって第1フェーズ完成予定である。

(6) 計画実施体制

- 1) 借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）
- 2) 計画実施機関：天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE）
- 3) 操業・運営／維持・管理体制：同上

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：適切な気候変動対策が実施されることにより、気候変動に伴う洪水・旱魃等災害リスクの影響を受けやすい貧困層の災害リスク軽減・対応能力強化が期待される。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。

(8) 他スキーム・他ドナー等との連携

本計画は他ドナーと協調して政策対話を行うことによって、ベトナム政府の政策形成・実施の迅速化、及び他ドナーの援助戦略との調和化を図っていくことを企図している。現在本計画において、AFD、WB、EDCF が協調融資、CIDA、AusAID が贈与、UNDP、DANIDA、ADB、GIZ 等が政策アクション実施に係る技術協力を実施中である。

(9) その他特記事項

気候変動の緩和および適応に資する。

#### 4. 計画効果

##### (1) 定量的効果

##### 1) 運用・効果指標

分野	指標名	基準値 (2008 年実績値)	目標値 (2013 年) 【計画完成 1 年後】
エネルギー	国内消費エネルギー量 (石油換算トン(百万 TOE))	42.3 (2008 年時点の BAU ベースでの 2013 年国内消費エネルギー 量予測値)	40.2 (省エネ施策を講じた場合 の国内消費エネルギー量予 測値。5%の削減)
森林	森林被覆率 (%)	39.1 (2009 年)	40.7
防災	防災計画を策定している地 方省数 (省)	0	63 (全地方省)

(注)当該指標は今後の国際議論の動向、他ドナーとの協議等を経て修正する可能性がある。

##### (2) 定性的効果

GHG の吸収増大・排出抑制。気候変動に伴う災害等リスクの軽減・適応能力の強化。ベトナム政府内における省庁間連携と政策立案・実施能力の強化。

#### 5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

#### 6. 過去の類似案件の評価結果と本計画への教訓

##### (1) 類似案件の評価結果

ベトナム国「第 5 次貧困削減支援借款」の事後評価等においては、ベトナムでは援助協調抜きにして制度・政策改善に関与していくことは困難であり、政策制度支援型プログラムへの参加の際は他ドナー支援との整合性を十分考慮する必要があると指摘されている。

##### (2) 本計画への教訓

上記教訓を踏まえ、本計画においては、案件形成の過程及びモニタリング等政策対話の各段階で改革項目毎にドナー会合を開催し、情報共有・計画内容の調整・合意に努めてきている。

#### 7. 今後の評価計画

##### (1) 今後の評価に用いる指標

- 1) 国内消費エネルギー量 (石油換算トン(百万 TOE))
- 2) 森林被覆率 (%)
- 3) 防災計画を策定している地方省数 (省)

##### (2) 今後の評価のタイミング

計画完成後

以 上